2

協定により修正され、及び実施される一九九三年のトレモリノス議定書の規定

(一)　締約国は、この議定書の附属書に定める修正に従うことを条件として、一九七七年のトレモリノス条約附属書の各規則の規定を実施することを規定している。（第一条(1)(b)関係）

(二)　「締約国」、「漁船」、「機関」等の用語の定義について規定している。（第二条関係）

(三)　この議定書は、締約国を旗国とする海上航行の漁船について適用すること、附属書の規定は、別段の明示の定めがない限り、長さ二四メートル以上の漁船について適用すること等を規定している。（第三条関係）

(四)　規則の規定に従って証書を備えることが要求される漁船は、関連する規則の規定に基づいて発給された証書が有効であることを確認するためのものである限り、他の締約国の港において、当該他の締約国の政府から正当に権限を与えられた職員の行う監督に服すること等を規定している。（第四条関係）

(五)　出航の時にこの議定書の適用を受けず、又はこの議定書の規定に従って証書を備えることを要求されない漁船は、荒天その他の不可抗力により予定された航海を変更したためにこれらの規定の適用を受けることはないこと等を規定している。（第五条関係）

(六)　締約国は、この議定書の範囲内の事項について定めた法令等を機関に通報すること等を規定している。（第六条関係）

(七)　各締約国は、いかなる変更がこの議定書に加えられることが望ましいかを決定するに当たって役立つと判断する場合には、この議定書の規定の適用を受ける自国の漁船の受けた海難についての調査のための措置をとること等を規定している。（第七条関係）

(八)　この議定書のいかなる規定も、海洋法に関する並びに沿岸国及び旗国の管轄権の性質及び範囲に関する現在又は将来におけるいずれの国の主張及び法的見解も害するものではないことを規定している。（第八条関係）

(九)　この議定書の改正、廃棄、寄託者及び用語について規定している。（第一一条～第一四条関係）

(一〇)　漁船の構造及び設備に関する規則（附属書関係）

(1)　一般規定として、附属書の規定は、別段の明示の定めがない限り、新船について適用すること、主管庁は、全ての章について、測定の基礎として、長さに代えて総トン数を使用することを決定することができること、附属書の規則に定める関係要件に適合する漁船に対して国際漁船安全証書と称する証書を発給すること等を規定している。（第一章関係）

(2)　構造、水密の完全性及び設備に関する要件等について規定している。（第二章関係）

(3)　復原性及び関連する堪航性に関する要件等について規定している。（第三章関係）

(4)　機関設備、電気設備及び定期的に無人の状態に置かれる機関区域に関する要件等について規定している。（第四章関係）

(5)　防火、火災探知、消火及び消防に関する要件等について規定している。（第五章関係）

(6)　乗組員の保護に関する要件等について規定している。（第六章関係）

(7)　救命設備に関する要件等について規定している。（第七章関係）

(8)　非常措置、招集及び操練に関する要件等について規定している。（第八章関係）

(9)　無線通信に関する要件等について規定している。（第九章関係）

(10)　船舶搭載航行設備及び措置に関する要件等について規定している。（第一〇章関係）

(11)　証書及び設備の記録の様式について規定している。（付録関係）

条約

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

条約第一号

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定

この協定の締約国は、

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施が一般的な海上における安全及び漁船の海上における安全に重要な貢献をするものであることを認め、

しかしながら、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の特定の規定が自国の旗を掲げる相当の漁船を有する多数の国によるその実施について困難を生じさせてきたこと並びにこのことが当該議定書の効力発生を妨げ、及びその結果として当該議定書に含まれる規則の実施を妨げていることを確認し、

全ての関係国によって実施されることのできる漁船の安全のための実行可能な最高度の基準を合意により設定することを希望し、

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する協定の締結によりこの目的を最もよく達成することができることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条　一般的義務

(1)　この協定の締約国は、次の規定を実施する。

(a)　この協定の各条の規定

(b)　この協定によって修正される千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書（以下「千九百九十三年のトレモリノス議定書」という。）の規定（第一条(1)(a)、(2)及び(3)、第九条並びに第十条の規定を除く。）

(2)　この協定の各条、千九百九十三年のトレモリノス議定書第二条から第八条まで及び第十一条から第十四条まで、千九百九十三年のトレモリノス議定書附属書の各規則並びに千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約（以下「千九百七十七年のトレモリノス条約」という。）附属書の各規則の規定は、この協定に定める修正に従うことを条件として、単一の文書として読まれ、かつ、解釈されるものとする。

(3)　この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「この協定」というときは、同時に附属書を含めていうものとする。